

# サービスを利用した時の費用

## ◆ 利用者は、介護サービス費用の1～3割を負担します

介護保険サービスを利用した時は、かかった費用の1～3割を利用者が負担します。残りの9～7割は介護保険から給付します。

## ●65歳以上の方(第1号被保険者)の場合(詳細は下記の表のとおり)

「一定以上所得者」はサービス費用の2割または3割を負担  
一定以上所得者に該当しない被保険者はサービス費用の1割を負担

第1号被保険者本人の 合計所得金額<特別控 除後>注1)	同一世帯の第1号被保険者の 年金収入+その他合計所得金額<特別控 除後>注2)	利用者の負担割合
220万円以上	・単身世帯で340万円以上 ・2人以上世帯で463万円以上	3割負担
160万円以上	・単身世帯で280万円以上 ・2人以上世帯で346万円以上	2割負担
	・単身世帯で280万円未満 ・2人以上世帯で346万円未満	1割負担
160万円未満		

※市民税非課税者・生活保護受給者は上記に関わらず1割負担となります。

注1) 合計所得金額<特別控除後>: 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、土地や建物の長・短期譲渡所得に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用います。

注2) その他合計所得金額<特別控除後>: 合計所得金額<特別控除後>から公的年金収入に係る雑所得を差し引いた金額です。

## ●40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)の場合

サービス費用の1割を負担

## ●介護保険負担割合証を発行します

要介護(要支援)認定を受けているみなさんに、7月中に負担割合証を発行します。

なお、世帯内の第1号被保険者の世帯員数に変更があった場合(世帯員の転出入等)や所得更正などにより、負担割合が変更になった場合は新たに負担割合証を発行します。

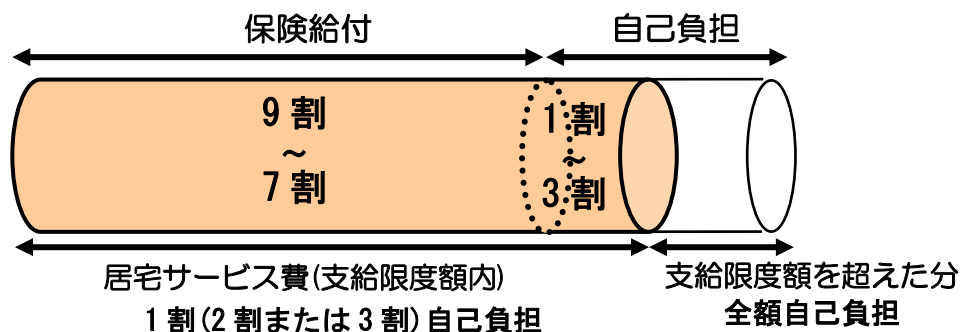
また、新しく認定を受けた方には、順次発行します。

負担割合証は、介護サービスを利用する際に、サービス事業者へ提示してください。

◆ 介護保険のサービスには、  
居宅サービス(地域密着型サービスを含む)と施設サービスがあります

○ 居宅サービスを利用したときの自己負担

1ヶ月に利用できるサービスの限度額(支給限度額)が、要介護状態区分ごとに設けられており、その範囲内であれば1～3割の自己負担でサービスを利用することができます。また、限度額を超えてサービスを利用するときは、超えた部分の全額が自己負担となります。



ただし、特定施設入居者生活介護(有料老人ホームなど)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)に入居された場合は、支給限度額の適用はされず、要介護状態区分ごとの介護報酬額の1～3割が自己負担となります。

このほか、サービス費用以外の居住費・食費・日常生活費などは自己負担となります。

◀ 要介護状態区分ごとの支給限度額 ▶

(単位:円)

区分	支給限度額	自己負担限度額		
		1割	2割	3割
要支援1	50,320	5,032	10,064	15,096
要支援2	105,310	10,531	21,062	31,593
要介護1	167,650	16,765	33,530	50,295
要介護2	197,050	19,705	39,410	59,115
要介護3	270,480	27,048	54,096	81,144
要介護4	309,380	30,938	61,876	92,814
要介護5	362,170	36,217	72,434	108,651

※支給限度額には、介護予防・生活支援サービス事業(住民主体の通所サービス、短期集中予防サービスを除く)も含まれます。

○ 施設サービスを利用したときの自己負担

特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設サービスを利用したときは、支給限度額は適用されず、要介護状態区分ごとの施設サービス費の1～3割が自己負担となるほか、居住費・食費・日常生活に必要な費用が自己負担となります。